

～働けなくなる心と体のリスクに、生活保険という新発想。～

新商品

生活保険で、じぶんを救え。

1UP↑

未来デザイン ワンアップ

新サービス

スミセイ

1UP↑ コンシェル

スミセイ

障害年金サポートサービス

新登場！

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、平成27年9月25日より、「未来デザイン1UP（ワンアップ）」を発売します。本商品は、従来の「生命保険」から“働けなくなるリスク”に備える「生活保険」への進化をコンセプトとして開発いたしました。

当社は、「未来デザイン1UP」の販売を通じて、もしもの場合の経済的損失の補填という従来の生命保険の発想を超えて、「病気やケガで働けなくなってしまったとき」にお客さまおよびそのご家族の生活を強くサポートすることで、『未来に向かって強く生きるお客さまを全力で応援する』ことを目指してまいります。

※「1UP」とは生活障害収入保障特約（通減型および固定型）の付加された商品に追加で付与する愛称です。

さらに、「未来デザイン1UP」のご加入者さま等を対象に専用付帯サービス「スミセイ 1UP コンシェル」を導入します。

“生活保険”「未来デザイン1UP」のポイント



2つの必要保障額に合った合理的な保険！

「働けなくなったとき」、「死亡したとき」それぞれで異なる必要保障額に対して、これまで一体で提供していた生前保障と死亡保障を分離することで、各保障額を自在に設定できるようになり、リスクごとの必要保障額に合った合理的な保障をご準備いただけます！



働けない状態を幅広く保障！

これまでの「介護保障」が「働けない状態の保障」へと進化し、当社の主力商品である「未来デザイン」の保障範囲が大幅に拡大します！

「病気やケガで働けなくなるリスク」をより幅広くカバーし、お客さまおよびそのご家族の生活を強くサポートする「生活保険」へと生まれ変わります！



生活習慣病を幅広く保障！

「がん」をはじめとする「重度の生活習慣病」の保障範囲が拡大します！

「スミセイ 1UP コンシェル」のポイント



「未来に向かって強く生きるお客さまを全力で応援する」サービスをご提供！

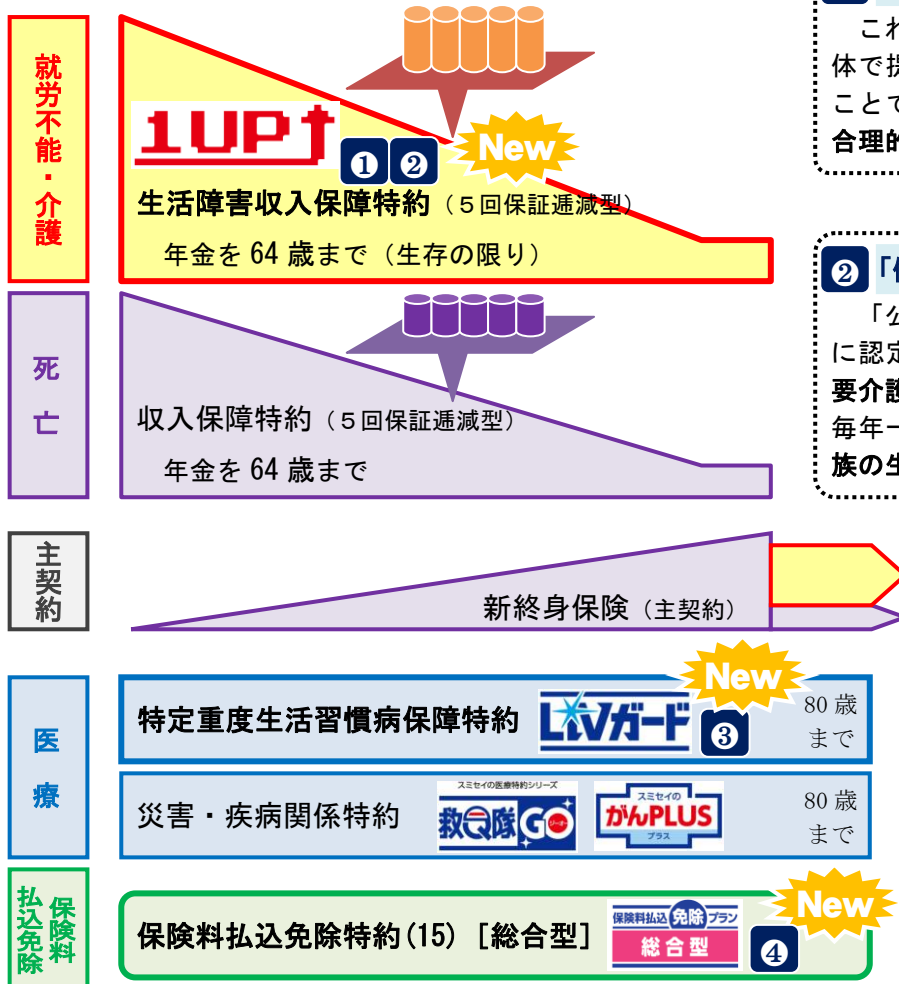
「健康を維持する」「病気を治す」「病後（障害・介護含む）に備える」という観点から、1UPのご加入者さま等を対象に、専用付帯サービス「スミセイ 1UP コンシェル」をご提供いたします。

1 「未来デザイン1UP」について

a. 未来デザイン1UPの全体像

～主力商品である「Wステージ」「ライブワン」に付加する特約が全面的にレベルアップ!～

Wステージ 未来デザイン1UPのしくみ図例



① 死亡保障と生前保障の分離

これまで介護保障等の生前保障と一体で提供してきた死亡保障を分離することで、リスクごとに必要な保障額を合理的に準備できるようになります!

詳細はP2

② 「働けない状態」の保障拡大

「公的年金制度の障害年金1・2級に認定」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定」されたとき等に、毎年一定額の「年金」でご自身とご家族の生活をサポート!

詳細はP3～6

③ 生活習慣病の保障拡大

生活習慣病保障の対象疾病が拡大! より充実した保障内容へと進化!

詳細はP7～8

④ 保険料払込免除の保障拡大

保険料払込免除特約の保障範囲も拡大! ラインアップも充実!

詳細はP8

b. 未来デザイン1UPの開発コンセプト

一般的な生命保険では、「死亡したとき」等に、その経済的損失を補填することが基本的な考え方になっています。今般発売する「未来デザイン1UP」は、従来の生命保険の考え方を超え、「病气やケガで働けなくなってしまったとき」にお客さまおよびそのご家族の生活をお守りし、社会復帰をサポートすることをコンセプトとした、まさに「強く生きていくための保険」です。そうしたコンセプトを踏まえ、「未来デザイン1UP」では、「お客さまおよびそのご家族の生活を強くサポートする」という住友生命の強い決意を込めて、“生活保険”というキャッチフレーズを用いています。

また、商品名称である「1UP」には、本商品にご加入いただくことで、「ご自身のリスクに対して“一歩先んじる・先手を打つ”ことができる」という想いを込めています。

「未来デザイン1UP」の販売を通じて、“生活保険”という新たな生命保険の考え方を世の中に広く伝えていくとともに、「ご加入時の丁寧なコンサルティング」、「ご契約後の継続的なアフターサービス」、「保険金等のお支払い時の迅速かつ誠実な対応」といった、住友生命ならではのコンサルティング&サービスの価値を提供し、「あなたの未来を強くする」というブランドビジョンの実現を目指してまいります。

c. 死亡保障と生前保障の分離

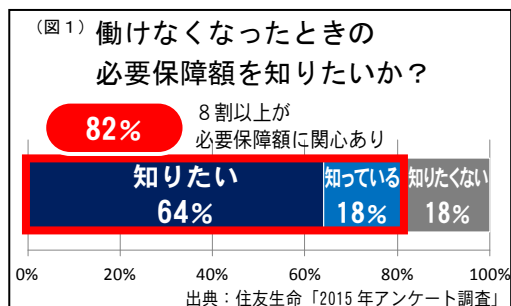
<趣旨・背景>

(1) 必要保障額に合った合理的な保障の提供

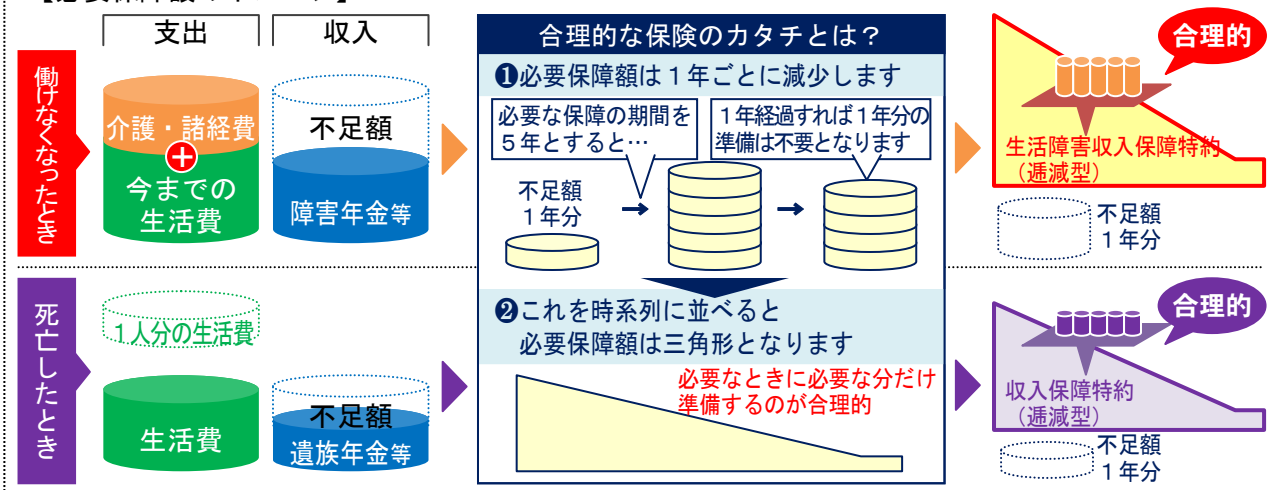
生命保険で備えるべき必要保障額へのお客さまの関心は高く（図1）、当社ではこれまでも、お客さま1人ひとりに最適な保障を提供するために、必要保障額診断ツール「未来診断」を用いたコンサルティング提案に努めてきました。

一方、「働けなくなったとき」と「死亡したとき」の必要保障額（収支の不足額を必要な期間分積み上げたもの）は異なるため、従来の商品（*）のように、死亡保障と生前保障（介護保障等）を一体で提供するのではなく、生前保障から死亡保障を分離しリスクごとの必要保障額に合った合理的な保障をご準備いただけるようにすることで、より納得感のあるコンサルティングを行ってまいります。

（*）新介護収入保障特約等、特定疾病保障定期（終身）保険特約、重度慢性疾患保障保険特約



【必要保障額のイメージ】



(2) 外部環境の変化を踏まえたより柔軟な保障提供

ア. 単身世帯の増加・共働き世帯の増加

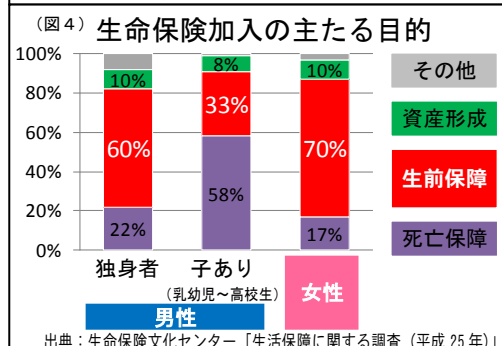
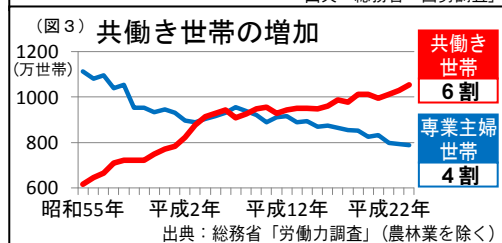
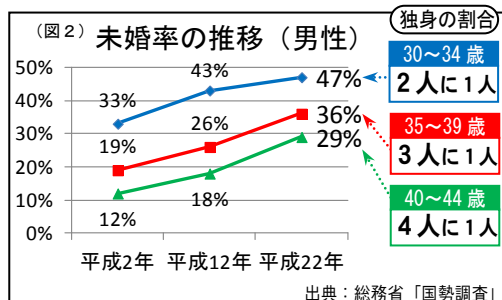
ライフスタイルの多様化を受けて、未婚率は年々上昇しており、30代後半の男性のうち「3人に1人」は独身となっています。（図2）

また、既婚者世帯においても、専業主婦世帯が減少し、代わりに「共働き世帯」が増加しています。（図3）

イ. 世帯構成の変化に伴う保障ニーズの多様化

上記のような世帯構成の変化に伴い、生命保険の主たる加入目的として、「死亡保障」よりも「生前保障」をより重視する人が増えています。（図4）

このような保障ニーズの多様化を踏まえ、生前保障から死亡保障を分離することで、これまで以上にお客さま1人ひとりのニーズに沿った保障を提供してまいります。



d. 「働けない状態」の保障拡大（「生活障害収入保障特約」の発売）

(1) 趣旨・背景

生命保険の大きな役割は、社会保障制度（公的年金制度、公的介護保険制度、公的医療保険制度等）で不足する部分を補完することです。特に備えるべき重要性が高いのは、経済的負担が大きい「収入を得ることができなくなるリスク」です。

社会保障制度の中で、様々な理由で収入を得ることができなくなった場合に収入保障を行うのが「公的年金制度」です。公的年金制度には「老齢年金」「遺族年金」「障害年金」の3つの年金があり、これらの3つの年金に対応する保険で不足分に備えることが重要です。

下表のとおり、3つの年金のうち、「老齢年金」「遺族年金」に対応する保険については、既に多くの人が生命保険で備えています。病気やケガで働けなくなったときの収入保障を担う「障害年金」については、対応する保険商品自体が少なく、まだ十分な備えができていない人が多い分野です。

当社は、これまでは「障害年金」の不足分を補う保険商品として、「新介護収入保障特約」等の「介護保障」商品を提供してきましたが、今般、未来デザイン1UP（生活障害収入保障特約）の発売により、「障害年金」に対応する「病気やケガで働けなくなるリスク」をより幅広くカバーすることができるようになります。

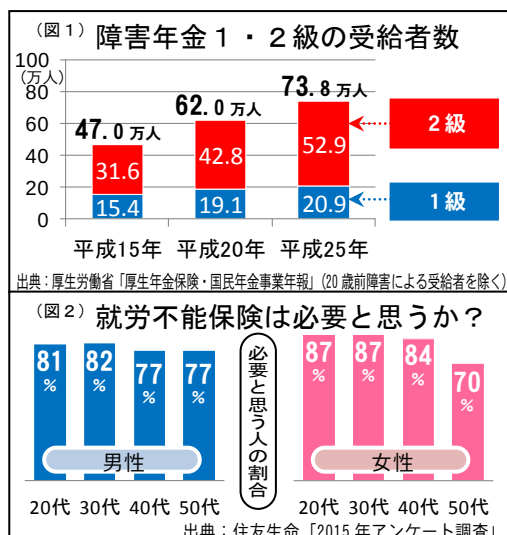
【公的年金制度と生命保険】

リスク	高齢（定年）になり収入を得ることができなくなる	世帯主が死亡し収入を得ることができなくなる	病気やケガで働けなくなり収入を得ることができなくなる
公的年金制度の給付	不足分 老齢年金 	不足分 遺族年金 	不足分 障害年金 
対応する生命保険	個人年金保険	定期保険等 死亡を保障する商品	就労不能保険
住友生命の商品	スミセイの個人年金保険 	定期保険等 	

障害年金受給者数が、直近10年間で約1.5倍に増加する等、「病気やケガで働けなくなるリスク」は身近なリスクとなりつつあります。（図1）

当社が行った消費者アンケートにおいても、「病気やケガで働けなくなるリスク」を保障する保険商品（就労不能保険）へのニーズは、年代・性別を問わず高くなっており、多くの人が保障の必要性を感じています。（図2）

当社は、「未来デザイン1UP」の販売を通じて、「病気やケガで働けなくなるリスク」への備えをサポートし、「お客様の未来を強くする」ことを目指してまいります。



(2) 「生活障害収入保障特約」の商品内容・ポイント

【「生活障害収入保障特約」の保障内容（※1）】

保険金・給付金	お支払理由	お支払金額
就労不能・介護年金（※2）	以下のいずれかに該当されたとき 就労不能状態 【精神障害の場合を除く】 ・ 公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定 ・ 当社所定の就労不能状態（障害年金 1・2 級相当）に該当 要介護状態 ・ 公的介護保険制度の要介護 2 以上に認定 ・ 当社所定の要介護状態（要介護 2 以上相当）が 180 日継続	基本年金額 × 生存の限り 所定の回数まで 〔5 年保証期間付 有期年金〕
就労不能・介護保障充実給付金（※3）	以下のいずれかに該当されたとき 就労不能状態 【精神障害の場合を除く】 ・ 公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定 ・ 当社所定の就労不能状態に該当 要介護状態 ・ 公的介護保険制度の要介護 2 以上に認定 ・ 当社所定の要介護状態（要介護 2 以上相当）が 30・60・90・120・150 日継続するごとに	基本年金額 × 20%相当額 （最高 5 回分） （※4）
特定障害給付金（※3）	以下のいずれかに該当されたとき ・ 精神障害で公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定 ・ 当社所定の精神障害で継続して 180 日以上入院	基本年金額 × 3 年分 （1 回のみ）

（※1）生活障害収入保障特約には、死亡時の保障はありません。

（※2）第 1 回の就労不能・介護年金をお支払いした後に、別のお支払理由による就労不能・介護年金はお支払いできません。

（※3）第 1 回の就労不能・介護年金のお支払理由発生以後に、就労不能・介護保障充実給付金および特定障害給付金はお支払いできません。（当社所定の要介護状態以外の状態により、就労不能・介護年金と同時に就労不能・介護保障充実給付金のお支払理由に該当した場合を除きます。）

（※4）**就労不能状態** および公的介護保険制度の要介護 2 以上に認定の場合は、まとめて 5 回分お支払いします。

（参考）従来商品：「新介護収入保障特約」の保障内容

保険金・給付金	お支払理由	お支払金額
介護年金（※）	当社所定の要介護状態 A（要介護 3 以上相当）が 180 日継続したとき	基本年金額 × 所定の回数まで [確定年金]
高度障害年金（※）	所定の高度障害状態に該当したとき	
収入保障年金（※）	死亡されたとき	
早期ケア給付金	当社所定の要介護状態 B（要介護 2 以上相当）が 30・60・90・120・150 日継続するごとに	基本年金額 × 10%相当額 （最高 5 回）

（※）介護年金、高度障害年金、収入保障年金は重複してお支払いできません。

「生活障害収入保障特約」のポイント

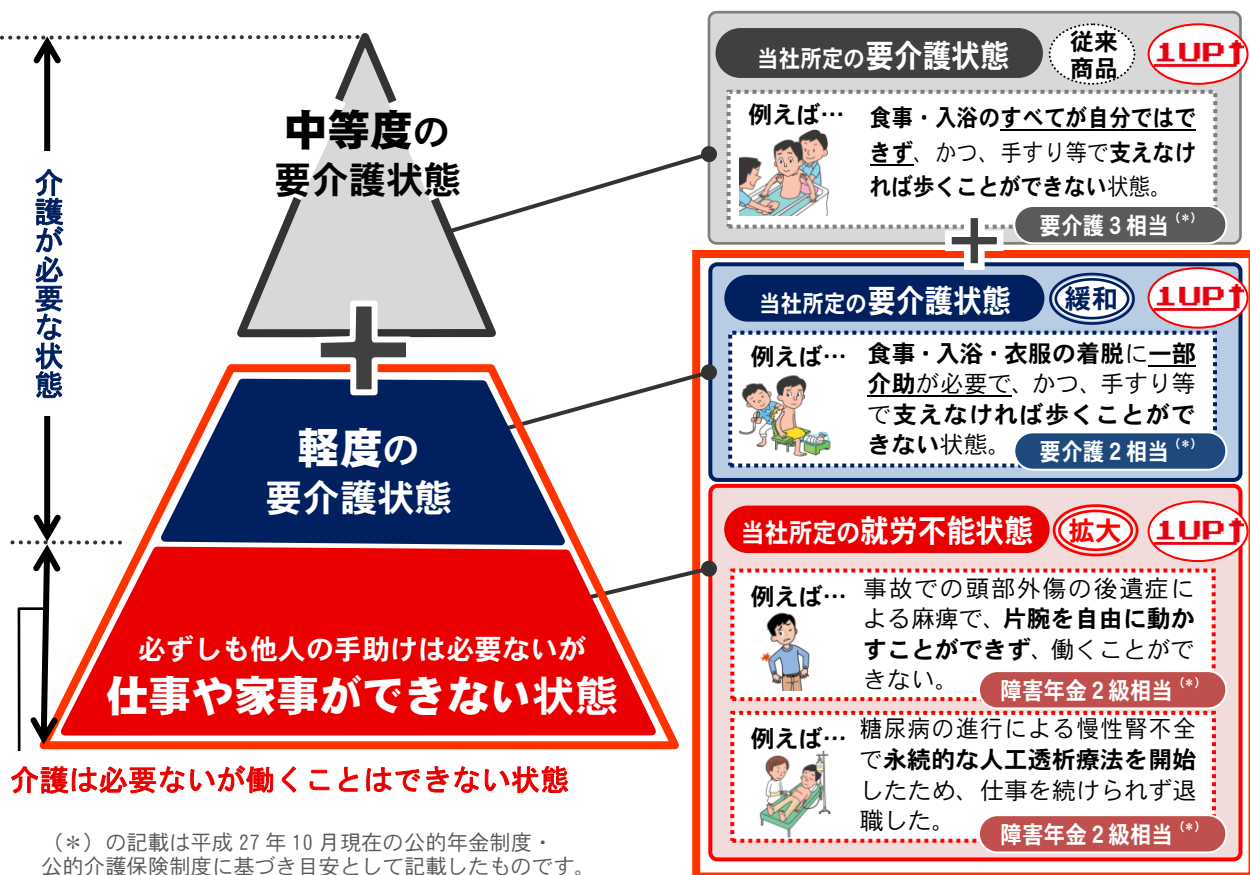
① 「公的制度に連動した基準」と「当社独自の基準」で“働けない状態”を幅広く保障！

◇「公的年金制度の障害年金1・2級に認定」もしくは「公的介護保険制度の要介護2以上に認定」されたときにお支払対象となるため、“**わかりやすい**”！お支払理由が公的制度に連動しているため、公的制度の不足分を『漏れなく』『無駄なく』カバーできます！

◇公的制度の対象とならない年齢の人等でも、「障害年金1・2級」および「要介護2以上」に相当する当社独自の基準に該当すればお支払対象となるため、“**安心**”！

② 従来の商品に比べ、お支払理由に該当する人数が約3倍に拡大！

◇従来の商品^(*)で提供していた『介護への備え』から『働けない状態への備え』へ進化することで、お支払理由に該当する人数が**約3倍に拡大**^(注)し、さらにお役に立てるようになります！
(*) 新介護収入保障特約の介護年金、新介護保障定期保険特約の介護保険金 等



■日常生活の一部は自分でできるような、より軽度な要介護状態もカバーできるようになりました！

■必ずしも「介護が必要」でなくても、働くことはできない状態もカバーできるようになりました！

(注) 新介護収入保障特約の介護年金と生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金の支払理由該当人数(推計)の比較。障害年金1・2級の認定対象となる20～64歳の人が対象。従来商品の支払理由該当人数：要介護3以上認定者^(※1)から推計。1UPの支払理由該当人数：障害年金1・2級認定者(精神障害・知的障害による受給者は除く)^(※2)＋要介護2以上認定者^(※1)から推計。^(※1)厚生労働省 平成25年「介護給付費実態調査」「国民生活基礎調査」^(※2)厚生労働省 平成21年「障害年金受給者実態調査」

③ 近年増加している「精神障害」も保障！

◇「精神障害」により公的年金制度の障害年金1・2級に認定された場合等にも、基本年金額×3年分の一時金をお支払いします！

例えば…

統合失調症で、日常生活に著しい制限を受け、

障害年金2級に認定された。



【「生活障害収入保障特約」における『当社所定の就労不能状態、要介護状態』とは？】

当社所定の就労不能状態

公的年金制度の障害年金 1・2 級相当（精神障害を除く）

〔例えば〕

所定の疾患により日常生活が著しい制限を受ける状態



回復の見込みがない

■呼吸器の病気で 24 時間の酸素療法が必要かつ施行しており、軽労働や事務などの座業ができない状態 等

疾患による所定の状態



■永続的な人工透析療法を開始
■がんの治療を目的として、継続して 180 日以上入院 等

上・下肢の障害



回復の見込みがない

■片腕（または片足）をほとんど動かすことができない 等

（注）「障害年金 1・2 級相当」とは、平成 27 年 10 月現在の公的年金制度に基づき目安として記載したものです。
当社所定の就労不能状態は、公的年金制度における障害認定基準とは異なります。

当社所定の要介護状態

公的介護保険制度の要介護 2 以上相当

〔例えば〕

一部介助



■松葉杖や手すり支えなければ歩行ができない。

一部介助



■食事や着替え、身体を洗う際に、介護者に一部手伝ってもらう必要がある。

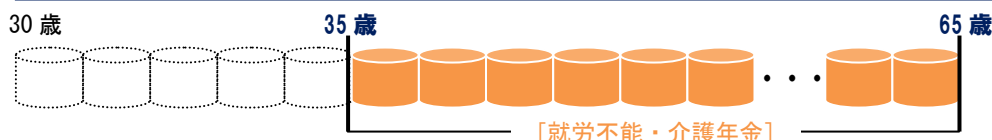
（注）「要介護 2 以上相当」とは、平成 27 年 10 月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したものです。
当社所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

【「生活障害収入保障特約」の主な取扱基準】

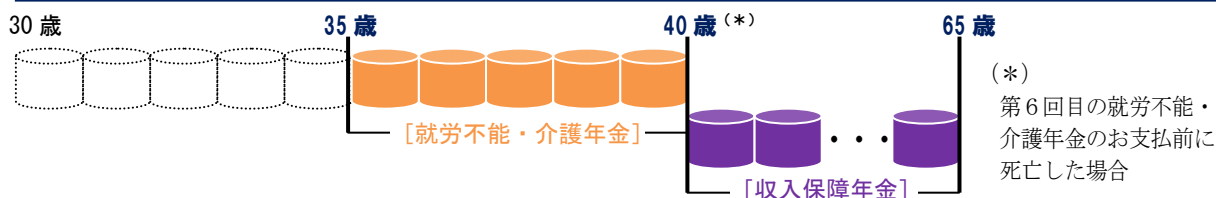
項目	内容	
加入年齢	<通減型>15～65 歳 <固定型>15～75 歳	生活障害収入保障特約・固定型付加の場合、「スクエアライン 1UP」の愛称を付与します。
付加対象保険種類	Wステージ、ライブワン	
最高保険金額	基本年金額 1000 万	
最低保険金額	基本年金額 50 万	

<生活障害収入保障特約・収入保障特約の年金のお受取イメージ> * 契約年齢 30 歳、両特約とも 65 歳満了・通減型の場合

35 歳で就労不能・介護年金のお支払理由に該当し、65 歳まで生存した場合



35 歳で就労不能・介護年金のお支払理由に該当し、40 歳で死亡した場合



2 つの特約からの“切れ目ない年金”で、もしもの場合の生活をしっかりサポート！

e. 生活習慣病の保障拡大（「特定重度生活習慣病保障特約（愛称：リィヴガード）」の発売）

(1) 趣旨・背景

当社では、これまで「重度の生活習慣病」である「3大成人病」「重度の慢性疾患」をそれぞれ別商品で保障していました（特定疾病保障定期（終身）保険特約、重度慢性疾患保障保険特約等）。

一方で、高血圧や高コレステロール、高血糖等を主な原因とする生活習慣病は、進行すると様々な重症状態となりますが、どのような重症状態になるかを事前に予測することはできません。したがって、仮に、「3大疾病のみ」に備えていたとしても、生活習慣病への備えとしては十分とはいえず、生活習慣病の一部だけでなく、包括的に備えることが重要です。

こうしたことを踏まえ、「重度の生活習慣病」を保障する商品を整理・統合したうえで、新たに「重度の動脈疾患」を保障対象に加え、より充実した生活習慣病保障を提供してまいります。

(2) 「特定重度生活習慣病保障特約」の商品内容・ポイント

【「特定重度生活習慣病保障特約」の保障内容】

保険金（※1）	お支払理由	お支払金額
特定重度生活習慣病保険金	下表のいずれかに該当されたとき	特定重度生活習慣病保険金額（1回のみ）
	がん（悪性新生物） 生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断されたとき	
	急性心筋梗塞 所定の状態が60日以上継続したとき	
	脳卒中 または治療を目的として手術 ^{（※2）} を受けたとき	
	重度の動脈疾患 所定の動脈瘤、大動脈解離、下肢の急性・慢性動脈閉塞症を原因として所定の手術を受けたときまたは、一定の病状に至ったとき	
	重度の高血圧症 体内用ペースメーカーの埋込術を受けるなど一定の病状に至ったとき	
	重度の糖尿病 6か月以上インスリン治療を継続するなど一定の病状に至ったとき	
	慢性腎不全 初めて慢性腎不全と診断され永続的に行う人工透析療法を開始したときまたは、腎移植術を受けたとき	
	肝硬変 初めて所定の肝硬変と診断されたとき	
	慢性すい炎 初めて所定の慢性すい炎と診断されたとき	

（※1）特定重度生活習慣病保障特約には、死亡・高度障害時の保障はありません。

（※2）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術に限りです。

【「特定重度生活習慣病保障特約」における『重度の動脈疾患』とは？】

大動脈瘤（りゅう）

大動脈がこぶのように膨らみ、正常な状態に比べ大動脈の直径が1.5倍以上になった状態です。破裂すると体内で大量出血し、命に危険が及ぶ病気です。

大動脈解離（かいり）

大動脈壁の内側の膜に亀裂ができ、内側と外側の膜の間に血液が流れ込んだ結果、大動脈が二層になった状態です。発症すると臓器の血流障害が起き、命に危険が及ぶ病気です。

下肢の急性動脈閉塞症

突然何らかの原因で下肢の血管が詰まり血液が途絶えるため、下肢の痛み、脱力、麻痺などの症状が出ます。急いで血流を回復させなければ、潰瘍や壊死が生じます。

下肢の慢性動脈閉塞症

主には「閉塞性動脈硬化症（ASO）」を指し、動脈硬化によって慢性的に下肢動脈が狭窄・閉塞し、足先に栄養や酸素を十分に送り届けることができなくなる病気です。初期段階では冷感やしびれ感で出て、進行すると歩行障害が出ます。さらには、安静時にも痛みが出たり、潰瘍や壊死が生じます。

【「特定重度生活習慣病保障特約」の主な取扱基準】

項目	内容
加入年齢	15～75 歳
付加対象保険種類	Wステージ、ライブワン、ドクターGO、Qパック、記念日宣言
最高保険金額	＜Wステージ・ライブワンに付加する場合＞1000 万 ＜ドクターGO、Qパック、記念日宣言に付加する場合＞500 万
最低保険金額	100 万

f. 保険料払込免除の保障拡大（「保険料払込免除特約(15)」の発売）

＜「保険料払込免除特約(15)」の商品内容・ポイント＞

所定の状態に該当したときに、以後の保険料が不要となる「保険料払込免除特約」についても、保障範囲を拡大するとともに、お客さまのニーズに合わせて最適なプランを選択いただけるよう、「3つの型」を設けます。

【「保険料払込免除特約(15)」の保障内容】

型	保険料お払込免除理由
総合型	以下のいずれかに該当されたとき 就労不能状態【精神障害の場合を除く】(※2) 要介護状態 (※2) ・公的年金制度の障害年金1・2級に認定 ・当社所定の就労不能状態に該当 ・公的介護保険制度の要介護2以上に認定 ・当社所定の要介護状態が180日継続 9つの重度生活習慣病により所定の条件に該当 (※3) ・がん（悪性新生物） ・急性心筋梗塞 ・脳卒中 ・重度の動脈疾患 ・重度の高血圧症 ・重度の糖尿病 ・慢性腎不全 ・肝硬変 ・慢性すい炎
生活障害・がん型 (※1)	以下のいずれかに該当されたとき 就労不能状態【精神障害の場合を除く】(※2) 要介護状態 (※2) ・公的年金制度の障害年金1・2級に認定 ・当社所定の就労不能状態に該当 ・公的介護保険制度の要介護2以上に認定 ・当社所定の要介護状態が180日継続 生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断 (※4)
生活障害型	以下のいずれかに該当されたとき 就労不能状態【精神障害の場合を除く】(※2) 要介護状態 (※2) ・公的年金制度の障害年金1・2級に認定 ・当社所定の就労不能状態に該当 ・公的介護保険制度の要介護2以上に認定 ・当社所定の要介護状態が180日継続

(※1) 契約年齢45歳以上でのみ取り扱います。

(※2) 生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由と同じ。

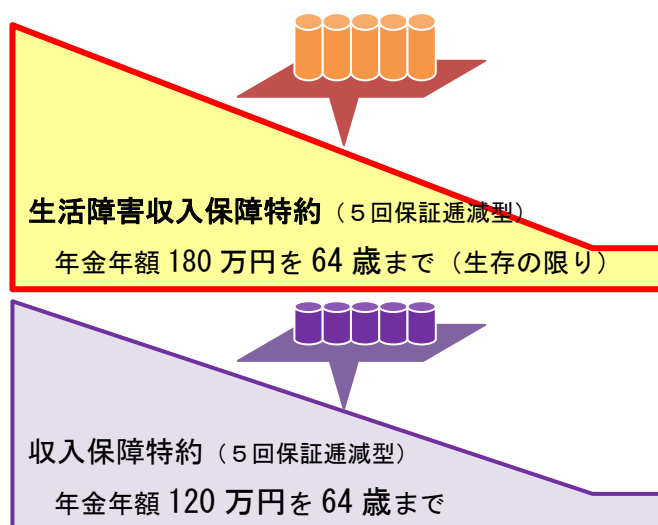
(※3) 特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由と同じ。

(※4) 特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金におけるがん（悪性新生物）のお支払理由と同じ。

【「保険料払込免除特約(15)」の主な取扱基準】

項目	内容		
	総合型	生活障害・がん型	生活障害型
加入年齢	15～80 歳	45～80 歳	3～80 歳
付加対象 保険種類	Wステージ、ライブワン、ドクターGO、Qパック、 エンブレム新長期プラン、エンブレムGP、グランド パスポート		(左記に加えて) たのしみワンダフル

g. 「未来デザイン1UP」の保険料例



■保険料／口座振替料率月払

<平成 27 年 10 月現在>

(15 歳 : ご契約当初 20 年間、
25 歳 : ご契約当初 15 年間、
35・45 歳 : ご契約当初 10 年間)

契約年齢	男性	女性
15 歳	13,864 円	12,645 円
25 歳	16,544 円	15,339 円
35 歳	19,304 円	17,836 円
45 歳	25,931 円	22,414 円

- 上記は、契約年齢 25～45 歳の生活障害収入保障特約・
収入保障特約のみのイメージ図です。

【ご契約例】ライブワン 未来デザイン1UP (3年ごと配当タイプ)

ご契約明細	保険（給付）金額	保険期間	払込期間
主契約（保険ファンド[06]）：月払保険料 1,000 円	－	終身	
生活障害収入保障特約（5 回保証通減型）	年金年額 180 万円	15 歳：60 歳満了	
収入保障特約（5 回保証通減型）	年金年額 120 万円	25～45 歳：65 歳満了	
特定重度生活習慣病保障特約	200 万円	15 歳：20 年更新 25 歳：15 年更新 35・45 歳：10 年更新	80 歳まで
災害・疾病関係特約	（＊）		

※保険料払込免除特約(15) [総合型] を付加しています。

※更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率において新たに定めます。

(*) 災害・疾病関係特約

ご契約明細	保険 (給付) 金額	ご契約明細	保険 (給付) 金額
①災害割増特約	500 万円	⑨がん診断特約	100 万円
②傷害特約 (本人型)	500 万円	⑩がん薬物治療特約	月額 100,000 円
③傷害損傷特約 (04)	運動器損傷給付金額 5 万円	⑪新先進医療特約	通算支払限度額 2000 万円
④総合医療特約 (180 日型)	日額 5,000 円		
⑤入院保障充実特約 (09)	入院保障充実給付金額 50,000 円		
⑥成人病入院特約 (09) (180 日型) <男性のみ>	日額 5,000 円		
⑦女性疾病入院特約 (09) (180 日型) <女性のみ>	日額 5,000 円		
⑧がん入院特約 (09)	日額 5,000 円		

特約	保険期間
①・②	80 歳まで
③～⑪	15 歳 : 20 年更新 25 歳 : 15 年更新 35・45 歳 : 10 年更新

スミセイ

1UP↑ コンシェル**a. 新サービス開発の背景**

『未来に向かって強く生きるお客さまを住友生命が全力で応援する』という1UPの進化した商品コンセプトをサポートすべく、「健康を維持する」「病気を治す」「病後（障害・介護含む）に備える」という観点から、「未来デザイン1UP（「スクエアライン1UP」を含む。以下、「未来デザイン1UP」）」のご加入者さま等を対象に、専用付帯サービス「スミセイ 1UP コンシェル」として、専門家による電話相談サービス、専門機関を紹介するサービスに加えて、専門家による対面相談サービスを一体的にご提供いたします。

当社は、これまで生命保険と親和性の高い3分野（健康・医療・介護）について、付帯サービスの拡充を図ってまいりましたが、「就労不能（障害に備える）」に焦点を当てた新サービス「スミセイ障害年金サポートサービス」を新たに導入し、お客さまのお役に立てるサービスの更なる進化を図ってまいります。

b. 「スミセイ 1UP コンシェル」の概要

スミセイ 1UP コンシェルは、現行のWステージ・ライブワン・ドクターGO・Qパックのご加入者さま等へご提供している「スミセイ健康相談ダイヤル」「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」^{（※1）}に加え、バリューケアのご加入者さま等へご提供している「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」、および今回新たに導入する「スミセイ障害年金サポートサービス」からなる付帯サービスの総称です。

「未来に向かって強く生きるお客さまを全力で応援する」

スミセイ

1UP↑ コンシェル

「健康を維持する」場面から、「病気を治す」「病後（障害・介護）に備える」局面まで、
連続性のあるサービス提供を実現!!

スミセイ
健康相談ダイヤルスミセイ
セカンドオピニオン・サービススミセイ
障害年金サポートサービススミセイ
ケア・アドバイス・サービス**1** 健康 を維持する**2** 病気 を治す**3** 障害 に備える**4** 介護 に備える**(1) 新サービス「スミセイ障害年金サポートサービス」**

障害年金の認定に際しては、煩雑な書類の取寄せが必要であることや、自身では受給資格があるか否かの判断が困難なケースがあることから、『手続きに関する基本的な知識』、および『相談できる専門家（社会保険労務士）の存在』が重要になります。

そのような背景を踏まえ、「スミセイ障害年金サポートサービス」では、業界初^{（※2）}となる、障害年金全般に関する電話相談、障害年金申請に関するガイドブックの無償提供、さらには社会保険労務士の紹介（割引優待）という包括的なサービスをご提供いたします。

（※1） スミセイ・セカンドオピニオン・サービスにつきましては、「がんPLUS」付加が利用条件となります。

（※2） 当社調べ：平成27年9月時点

【New】スミセイ 障害年金サポートサービス

◆サービス① 障害年金および生活支援に関する電話相談

- ・障害年金全般に関するお悩みやご相談に専門家（社会保険労務士）が丁寧にお応えします。
- ・生活支援・就業支援（地域コミュニティー等のNPO法人、生活支援サービス団体等）に関わる情報をご提供します。
- ・月～金曜 10:00～16:00（土・日・祝日、12月31日～1月3日を除く）にご利用いただけます。

◆サービス② 障害年金申請ガイドブック

障害年金申請ガイドブック

- ・申請手続に関する基本的な事項および典型的な支払事例を掲載したガイドブック（A4 20ページ）を無償でご提供します。



◆サービス③ 社会保険労務士の紹介

- ・社会保険労務士に申請代行を依頼する場合、障害年金を専門とする信頼できる社会保険労務士をご紹介します。
- ・申請代行費用（割引優待あり）や社会保険労務士との面談にかかる交通費等の費用は自己負担となります。

◆サービス対象

未来デザイン1UPの契約者さま・被保険者さま、およびそのご家族

(2) その他ご提供のサービス

「スミセイ障害年金サポートサービス」の他、以下の3サービスをご提供いたします。

スミセイ ケア・アドバイス・サービス

スミセイ セカンドオピニオン・サービス

スミセイ 健康相談ダイヤル

	電話はもちろん訪問相談 もお受けします。	各専門分野の名医が お悩みにお応えします。	いつでも医療のプロが お応えします。
提供 内容	電話相談サービス 要介護状態の方やご家族が抱えるさまざまな不安や疑問に、ケアマネージャー等の介護の専門家が応えます。	面談によるセカンド・オピニオン より良い医療を選択するため、日本を代表する各専門分野の名医（総合相談医）から現在の診断に対する見解や今後の治療方法等の意見を聞くことができます。	電話相談サービス 日々の健康管理、夜間・休日の急な病気や心の疲れ等、健康・医療・介護に関する疑問や不安に、ドクター・ヘルスカウンセラーがアドバイスします。
	訪問相談サービス お客さまが希望される場合、ケアマネージャー等の介護の専門家が訪問し、ご相談を承ります。	優秀専門臨床医の紹介 総合相談医との面談の結果、より高度な専門性が必要と判断された場合、優秀専門臨床医をご紹介します。	医療機関情報提供 夜間・休日に開いている医療機関情報や専門医療情報をご提供いたします。
対象	契約者さま・被保険者さまご本人と、その配偶者さま、およびそれぞれのご両親	被保険者さま	契約者さま、被保険者さまとそ のご家族

※「スミセイ1UPコンシェル」内でご提供する各サービスは、業務委託先であるティーパック株式会社
 会社が提供するサービスであり、住友生命の提供する保険またはサービスではありません。

以 上